

☆障がいの程度を表す「22条の3」って何？

(a) どこで使われている言葉？

学校教育法施行令第5条【入学期日等の通知、学校の指定】

市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、**第22条の3の表に規定する程度**のもののうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所に存する都道府県を設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

＜太文字、下線は福島県特別支援教育センターで追加＞

*なお、就学に関する仕組みについては、福島県養護教育センターだより第2号「障がいのある児童生徒の就学先決定について」をご覧ください。

<https://special-center.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/1/113>

(b) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度とは

学校教育法施行令第22条の3は、学校教育法第75条（障がいの程度）を政令で定めたものです。この障がいの程度について、「子供のニーズに応じた教育的支援のために」全国特別支援教育推進連盟（2017.1）で、次のように分かりやすく示しています。

視覚障がい	①両眼の矯正視力がおおむね0.3未満 ②視力以外の高度の視機能障がい	拡大鏡等によっても通常の文字等の認識が不可能又は著しく困難
聴覚障がい	①両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上	補聴器等によっても通常の話声の理解が不可能又は著しく困難
知的障がい	①知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活で頻繁に援助が必要 ②上記の程度に達しない場合	社会生活への適応が著しく困難
肢体不自由	①補装具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難 ②上記の程度に達しない場合	常時医学的な観察指導が必要
病弱・身体虚弱	①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患等の病弱者 ②身体虚弱者	継続して医療又は生活規制が必要